

**(新)令和2年4月1日 以降**

**一般財団法人 福岡県学校安全振興会 共済規程  
共済約款**

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校管理下	以下の場合をいいます。 ①生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ②生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③上記の他、生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、治療共済金又は入院・通院共済金をいいます。
	共済期間	毎年4月1日0時に始まり、当該事業年度3月31日24時に終わります。期間途中から加入した場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり、当該年度3月31日に終わります。
	共済金額	この共済契約で支払われる共済金の一共済期間における限度額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は往診により治療を受けることをいいます。
と	突然死	突然で予期されなかった病死をいいます。通常は発症から24時間以内に死亡したものとしますが、意識不明のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものも含まれます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。
	P T A等	「P T A・青少年教育団体共済法」(平成22年法律第42号)第2条第1項に規定するP T A、又はそれに準ずる団体をいいます。
	P T A等の行事	P T A等が企画・立案し主催する又は共催する行事(主に福岡県内で実施されるもの)でP T A等の総会、運営委員会などP T A等の会則(注)に基づく手続きを経

		て決定されたものをいいます。 ※（注）名称の如何を問いません。
	P T A等の管理下	P T A等の監督及び指導下をいいます。

（共済約款の適用）

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

（共済金を支払う場合）

第3条 この法人は、被共済者が共済期間中に学校の管理下にある間に被った傷害、又は、P T A等の管理下において、P T A等の行事に参加している間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T A等の管理下におけるP T A等の行事には、被共済者がP T A等の行事に参加するための所定の場所と住所と通常の経路の往復中を含みます。

（共済金を支払わない場合）

第4条 次のいずれかに該当する事由で生じた場合には、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る
- (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (4) 被共済者がいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - イ 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間
  - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間
- (5) 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動（注3）
- (7) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- (8) 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれら特性による事故
- (9) 第6号及び第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 第8号以外の放射線照射又は放射能汚染

（注1）共済契約者が法人である場合には、その理事長又は法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

（注2）アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。

（注3）群衆又は多数の者の集団の行為によって、全国又は一部の地区において著しい平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

2 この法人は被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（死亡共済金の支払）

第5条 この法人は、被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金受取人に支

払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合 (生徒等)  
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき支払われる  
・災害共済給付(以下「センターの災害共済給付」という。)の50%の額
  - (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合(保護者等)  
・この法人が定める死亡共済金の額  
(注)既に支払った後遺障害金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
  - (3) P T A等の管理下において、P T A等の行事に参加している間に突然死した場合(保護者等)  
・この法人が定める死亡共済金の額
- 2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、この法人は法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。
  - 3 この法人は第25条第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第6条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合以下のとおり後遺障害共済金として被共済者に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合 (生徒等)  
・センターの災害共済給付「障害見舞金」の50%の額
- (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合(保護者等)  
・別表1「後遺障害共済支払区分表(保護者用)」に定める額(最高30万円)

(治療共済金の支払)

第7条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院又は通院した場合は、以下のとおり治療共済金を被共済者に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合 (生徒等)  
・センターの災害共済給付「医療費」が5万円以上(注)となった場合、その給付額の18%の額  
(注)初回請求での金額です。
- 2 治療共済金の給付期間は、同一の傷害に関しては初診後10年を限度とします。

(入院・通院共済金の支払)

第8条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院・通院した場合には、以下のとおり入院・通院共済金を被共済者に支払います。

- (1) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合(保護者等)  
・入院 日額 2千円 (最高2万円)  
・通院 日額 1千円 (最高1万円) (一事故一回限り)
- 2 前項の規定にかかわらず、入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては通院共済金を支払いません。
- 3 いかなる場合においても、事故の発生からその日を含めて180日を経過した後の入院及び通院に対しては、入院・通院共済金を支払いません。
- 4 被共済者が入院・通院共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに入院・通院共済金を受けられる傷害を被った場合においても、この法人は重複しては入院・通院共済金を支払いません。

(死亡の推定)

第9条 被共済者の生死が不明の場合における被共済者の死亡の認定は、証明書等に基づき、生死不明となった経緯・経過等を考慮して行います。その生死が、その日を含めて30日を経過して

も被共済者が発見されないときは、生死不明となった日に、被共済者が第3条の傷害について死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第10条 被共済者が第3条の傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は同条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合には、この法人はその影響がなかったときに相当する額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が、治療を怠ったこと又は共済者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第11条 共済契約者が共済証書記載内容に変更があった場合、遅滞なく、その旨をこの法人に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第12条 共済契約者は、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取り消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって、この法人が共済契約を締結した場合には、この法人は共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、この法人に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 この法人は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この法人にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
  - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
  - (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、第1号及び第2号の事由がある場合と同程度にこの法人のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した傷害に対しては、この法人は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、この法人は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。

- (1) この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合

- (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項第1号又は第2号に該当する行為のいずれかがあった場合
- (3) 前号のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、前号第2号の場合と同程度に被共済者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (4) この共済契約(注)の被共済者となることについて、同意した事情に著しい変更があった場合
  - 2 共済契約者は、前項第1号から第4号までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する請求があったときは、この法人に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。
  - 3 第1項第1号の事由がある場合は、その共済者は、この法人に対する通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
  - 4 前項の規定により、この共済契約(注)が解除された場合には、この法人は遅滞なく共済契約者に対し、その旨を書面より通知するものとします。  
(注)その被共済者に係る部分に限ります。

(共済契約解除の効力)

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還—無効の場合)

第18条 共済契約が無効の場合には、この法人は共済掛金の全額を返還します。

ただし、第12条の規定により、共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—取消しの場合)

第19条 第13条の規定により、この法人が共済契約を取消した場合には、この法人は共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—解除の場合)

第20条 第14条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。

- 2 第15条第1項の規定により、この法人が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 3 第16条第3項の規定により、共済契約者がこの共済契約(注)を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 4 第1項から第3項において、返還に係る費用(事務手数料)が未経過共済掛金よりも多いときは返還しません。  
(注)その共済者に係る部分に限ります。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条の傷害を被った場合は、共済契約者又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生からその日を含めて30日以内に、事故発生の状況及び傷害の程度をこの法人に通知しなければなりません。この場合において、この法人が書面による通知もしくは説明を求めたとき、又は被共済者の診断書若しくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 被共済者が搭乗している飛行機又は、船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その飛行機又は船舶が行方不明になった日又は遭難した日から、その日を含めて30日以内に、行方不明又は遭難発生の状況をこの法人に書面より通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1

項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合、もしくは事実と異なることを告げた場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて、共済金を支払います。

#### (共済金の請求)

第22条 この法人に対する共済金請求は、次のときからそれぞれ発生し、これを行することができるものとします。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合
  - ・センターの災害共済給付の額が決定したとき
- (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合、又はP T A等の管理下において突然死した場合
  - イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した場合
  - ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じたとき又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
  - ハ 入院・通院共済金については、平常の生活ができる程度になおったとき、又は第8条第1項に該当しない程度になおったときのいずれか早いとき
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権が発生した日から90日以内に、この法人所定の様式による請求書及び別表2に掲げる書類を提出しなければなりません。
- 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いをうけるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨をこの法人に申し出て、この法人の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
  - (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)
  - (2) 前号に規定する者がいない場合、又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
  - (3) 第1号及び第2号に規定する者がいない場合、又は第1号及び第2号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(注)又は第2号以外の三親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、この法人が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、この法人は共済金を支払いません。
- 5 この法人は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又はこの法人が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、この法人が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくは変造した場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### (共済金の支払時期)

第23条 この法人は、特別な事由がない限り請求完了日(注)からその日を含めて60日以内に、この法人が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故とする事実の有無、治

#### 療の経過及び内容

- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無

(注)被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。

- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この法人は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この法人は確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

日

- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関、その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

日

- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

日

- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項第1号から第4号までの事項の確認のための調査 60日

日

- (5) 前項第1号から第4号までの事項の確認を、日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被共済者又は、共済金を受け取るべき者が、前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- 3 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- 4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払いは、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者とこの法人があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### (時効)

第24条 共済金請求権は、第22条第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### (死亡共済金受取人の変更)

第25条 共済契約締結後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申し出により死亡共済金受取人を変更することができます。

- 2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨をこの法人に通知しなければなりません。

- 3 前項の規定による通知がこの法人に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとし、共済金を支払いません。

- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。

- 5 死亡共済金受取人が、被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済受取

人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。

(注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の受取人とします。

- 6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

第26条 共済契約締結後、共済契約者は、この法人の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

- 2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨をこの法人に申し出て、承認を得なければなりません。

(共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、この法人は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行うこの法人の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。
- 3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により、共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、評議員会の決議を経て共済金の削減を行うことがあります。

- 2 前項の規定により削減を行う場合には、共済契約者に対して評議員会後、速やかにその旨を通知するものとします。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(附 則)

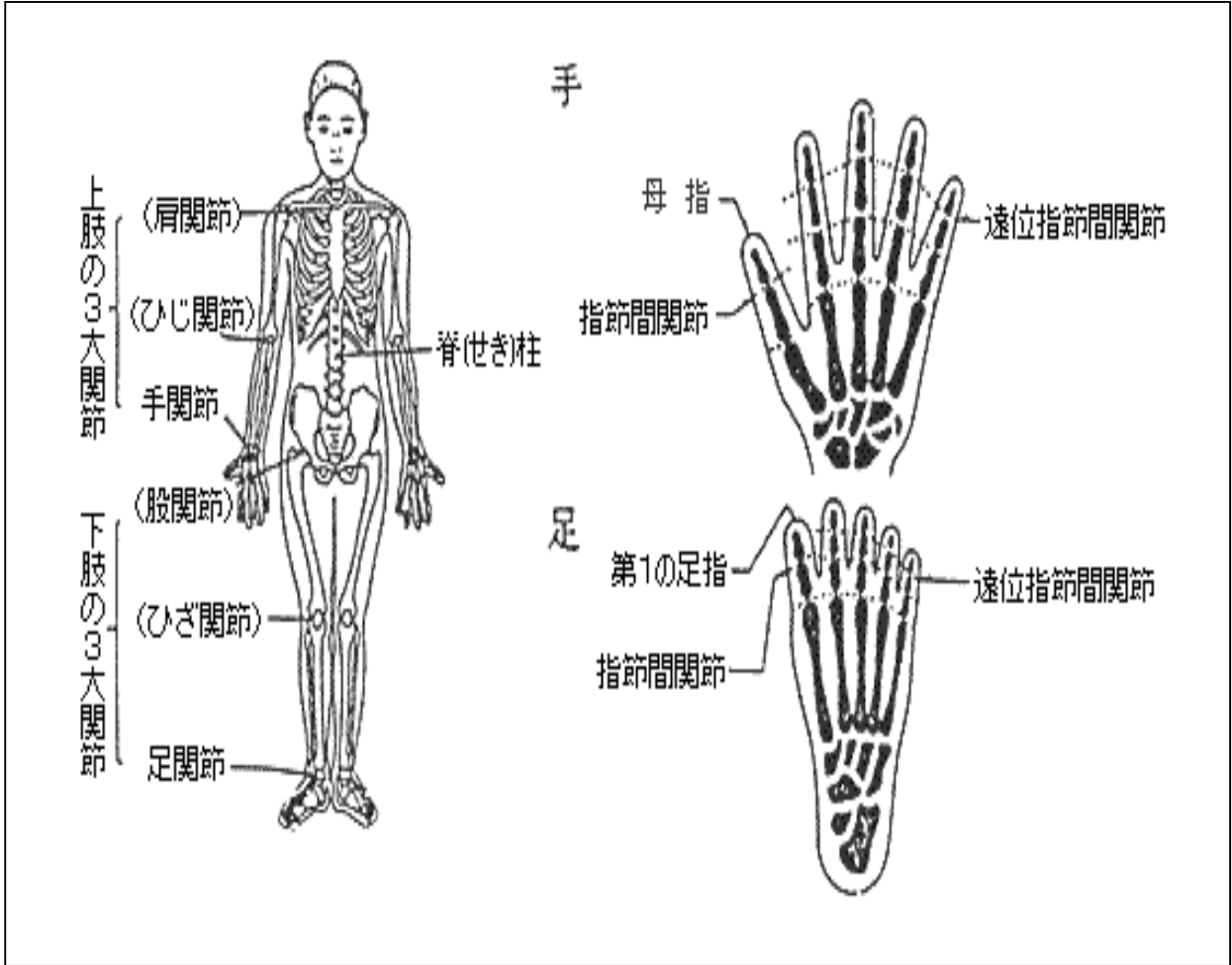
- 1 この共済約款は、平成25年4月1日から施行します。
- 2 変更後の共済約款は平成29年4月1日から施行します。
- 3 変更後の共済約款は平成30年4月1日から施行します。
- 4 変更後の共済約款は令和2年4月1日から施行します。



別表1 後遺障害共済金支払区分表（保護者等用）

1. 眼の障害	
(1) 両目が失明した場合	【100%】
(2) 1眼が失明した場合	【60%】
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	【5%】
(4) 1眼が視野狭窄(さく)（正常視野の角度の60%以下となった場合をいう）となった場合	【5%】
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	【80%】
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	【30%】
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	【5%】
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	【20%】
4. 咀(そ)しゃく、言語の障害	
(1) 咀(そ)しゃく又は言語の機能を全く廃した場合	【100%】
(2) 咀(そ)しゃく又は言語の機能に著しい障害を残す場合	【35%】
(3) 咀(そ)しゃく又は言語の機能に障害を残す場合	【15%】
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	【5%】
5. 外貌(ぼう)(顔面・頭部・頸(けい)部をいう)の醜状	
(1) 外貌(ぼう)に著しい醜状を残す場合	【15%】
(2) 外貌(ぼう)に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕(はんこん)、長さ3cmの線状痕(こん)程度をいう)を残す場合	【3%】
6. 脊(せき)柱の障害	
(1) 脊(せき)柱に著しい変形又は著しい運動障害を残す場合	【40%】
(2) 脊(せき)柱に運動障害を残す場合	【30%】
(3) 脊(せき)柱に変形を残す場合	【15%】
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失った場合	【60%】
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合	【50%】
(3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	【35%】
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残す場合	【5%】
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上に失った場合	【20%】
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	【15%】
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	【8%】
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	【5%】
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	【10%】
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	【8%】
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	【5%】
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	【100%】

※7から9までの規定中「以上とは」その関節より心臓に近い部分をいいます。



別表2 共済金請求必要書類一覧表

1. 共済金請求「生徒等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	治療 共済金
1	共済金請求書	○ (様式3)	○ (様式4)	○ (様式5)
2	日本スポーツ振興センター「医療費支払通知書」			○ (写し)
3	日本スポーツ振興センター「死亡見舞金支給決定(通知)」 (教育委員会教育長)	○ (写し)		
4	日本スポーツ振興センターへ提出した「災害報告書」 及び「死亡報告書」	○ (写し)	○ (写し)	
5	日本スポーツ振興センターへ提出した「死亡診断書」	○ (写し)		
6	日本スポーツ振興センター「障害見舞金支給決定(通知)」 (教育委員会教育長)		○ (写し)	
7	日本スポーツ振興センターへ提出した「障害報告書」 又は「障害診断書」		○ (写し)	

2. 共済金請求「保護者等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	入院・通院 共済金
1	共済金請求書	○ (様式7)	○ (様式7)	○ (様式8)
2	所属するPTA等の長の招集案内状及び行事計画表	○ (写し)	○ (写し)	○ (写し)
3	死亡又は障害を証明する書類(医療機関等の診断書等)	○ (写し)	○ (写し)	
4	入院・通院日数を証明する書類(医療機関等の領収書等)			○ (写し)

※詳細は手引書の「加入ならびに請求の手続き」をご覧ください。

(旧)令和2年3月31日 まで

一般財団法人 福岡県学校安全振興会 共済規程  
共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校管理下	以下の場合をいいます。 ①生徒等が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ②生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③上記の他、生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、治療共済金又は入院・通院共済金をいいます。
	共済期間	毎年4月1日0時に始まり、当該事業年度3月31日24時に終わります。期間途中から加入した場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり、当該年度3月31日に終わります。
	共済金額	この共済契約で支払われる共済金の一共済期間における限度額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は往診により治療を受けることをいいます。
と	突然死	突然で予期されなかった病死をいいます。通常は発症から24時間以内に死亡したものとしますが、意識不明のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものも含まれます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ひ	被共済者	共済の補償を受けることができる者をいいます。
	P T A等	「P T A・青少年教育団体共済法」(平成22年法律第42号)第2条第1項に規定するP T A、又はそれに準ずる団体をいいます。
	P T A等の行事	P T A等が企画・立案し主催する又は共催する行事(主に福岡県内で実施されるもの)でP T A等の総会、運営委員会などP T A等の会則(注)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。 ※(注)名称の如何を問いません。
	P T A等の管理下	P T A等の監督及び指導下をいいます。

(共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

(共済金を支払う場合)

第3条 この法人は、被共済者が共済期間中に学校の管理下にある間に被った傷害、又は、P T A等の管理下において、P T A等の行事に参加している間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T A等の管理下におけるP T A等の行事には、被共済者がP T A等の行事に参加するための所定の場所と住所と通常の経路の往復中を含みます。

(共済金を支払わない場合)

第4条 次のいずれかに該当する事由で生じた場合には、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る
- (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (4) 被共済者がいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - イ 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間
  - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車等を運転している間
- (5) 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動(注3)
- (7) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- (8) 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質によって汚染されたもの(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
- (9) 第6号及び第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(10) 第8号以外の放射線照射又は放射能汚染

(注1) 共済契約者が法人である場合には、その理事長又は法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。

(注3) 群衆又は多数の者の集団の行為によって、全国又は一部の地区において著しい平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- 2 この法人は被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。

(死亡共済金の支払)

第5条 この法人は、被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき支払われる

・災害共済給付(以下「センターの災害共済給付」という。)の50%の額 (生徒等)

(2) PTA等の管理下においてPTA等の行事に参加している間に被った傷害の場合

・この法人が定める死亡共済金の額 (保護者等)

(注)既に支払った後遺障害金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(3) PTA等の管理下において、PTA等の行事に参加している間に突然死した場合

・この法人が定める死亡共済金の額 (保護者等)

- 2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、この法人は法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

- 3 この法人は第25条第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第6条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合以下のとおり後遺障害共済金として被共済者に支払います。

(1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合

・センターの災害共済給付「障害見舞金」の50%の額 (生徒等)

(2) PTA等の管理下においてPTA等の行事に参加している間に被った傷害の場合

(保護者等)

・別表1「後遺障害共済支払区分表(保護者用)」に定める額(最高100万円)

(治療共済金の支払)

第7条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院又は通院した場合は、以下のとおり治療共済金を被共済者に支払います。

- (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合 (生徒等)
- ・センターの災害共済給付「医療費」が5万円以上(注)以上となった場合、その給付額の20%の額

(注)初回請求での金額です。

- 2 治療共済金の給付期間は、同一の傷害に関しては初診後10年を限度とします。

(入院・通院共済金の支払)

第8条 この法人は被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として、入院・通院した場合には、以下のとおり入院・通院共済金を被共済者に支払います。

- (1) PTA等の管理下において、PTA等の行事に参加している間に被った傷害の場合 (保護者等)
- ・入院日数31日以上 =入院・通院共済金の額 5万円
  - ・入院日数10～30日まで =入院・通院共済金の額 3万円
  - ・通院日数2日以上 =入院・通院共済金の額 1万円

(一事故一回限り)

- 2 前項の規定にかかわらず、入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては通院共済金を支払いません。
- 3 いかなる場合においても、事故の発生からその日を含めて180日を経過した後の入院及び通院に対しては、入院・通院共済金を支払いません。
- 4 被共済者が入院・通院共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに入院・通院共済金を受けられる傷害を被った場合においても、この法人は重複しては入院・通院共済金を支払いません。

(死亡の推定)

第9条 被共済者の生死が不明の場合における被共済者の死亡の認定は、証明書等に基づき、生死不明となった経緯・経過等を考慮して行います。その生死が、その日を含めて30日を経過しても被共済者が発見されないときは、生死不明となった日に、被共済者が第3条の傷害について死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第10条 被共済者が第3条の傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は同条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により、同条の傷害が重大となった場合には、この法人はその影響がなかったときに相当する額を支払います。

- 2 正当な理由がなく被共済者が、治療を怠ったこと又は共済者もしくは共済金を受け取るべき

者が治療をさせなかったことにより、第3条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第11条 共済契約者が共済証書記載内容に変更があった場合、遅滞なく、その旨をこの法人に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第12条 共済契約者は、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取り消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって、この法人が共済契約を締結した場合には、この法人は共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、この法人に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 この法人は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この法人にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
  - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと
  - (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、第1号及び第2号の事由がある場合と同程度にこの法人のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した傷害に対しては、この法人は共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、この法人は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。



- (1) この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項第1号又は第2号に該当する行為のいずれかがあった場合
- (3) 前号のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、前号第2号の場合と同程度に被共済者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (4) この共済契約(注)の被共済者となることについて、同意した事情に著しい変更があった場合
  - 2 共済契約者は、前項第1号から第4号までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する請求があったときは、この法人に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。
  - 3 第1項第1号の事由がある場合は、その共済者は、この法人に対する通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
  - 4 前項の規定により、この共済契約(注)が解除された場合には、この法人は遅滞なく共済契約者に対し、その旨を書面より通知するものとします。

(注)その被共済者に係る部分に限ります。

#### (共済契約解除の効力)

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### (共済掛金の返還—無効の場合)

第18条 共済契約が無効の場合には、この法人は共済掛金の全額を返還します。

ただし、第12条の規定により、共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

#### (共済掛金の返還—取消しの場合)

第19条 第13条の規定により、この法人が共済契約を取消した場合には、この法人は共済掛金を返還しません。

#### (共済掛金の返還—解除の場合)

第20条 第14条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。

- 2 第15条第1項の規定により、この法人が共済契約を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 3 第16条第3項の規定により、共済契約者がこの共済契約(注)を解除した場合には、この法人は未経過期間に対し、月割をもって計算した共済掛金を返還します。
- 4 第1項から第3項において、返還に係る費用(事務手数料)が未経過共済掛金よりも多いときは返還しません。

(注)その共済者に係る部分に限ります。

#### (事故の通知)

第21条 被共済者が第3条の傷害を被った場合は、共済契約者又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生からその日を含めて30日以内に、事故発生の状況及び傷害の程度をこの法人に通知しなければなりません。この場合において、この法人が書面による通知もしくは説明を求めたとき、又は被共済者の診断書若しくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 被共済者が搭乗している飛行機又は、船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その飛行機又は船舶が行方不明になった日又は遭難した日から、その日を含めて30日以内に、行方不明又は遭難発生の状況をこの法人に書面により通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、又は学校長、被共済者及び共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合、もしくは事実と異なることを告げた場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて、共済金を支払います。

#### (共済金の請求)

第22条 この法人に対する共済金請求は、次のときからそれぞれ発生し、これを行することができるものとします。

##### (1) 学校管理下にある間に被った傷害の場合

- ・センターの災害共済給付の額が決定したとき

##### (2) P T A等の管理下においてP T A等の行事に参加している間に被った傷害の場合、又はP T A等の管理下において突然死した場合

イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した場合

ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じたとき又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき

ハ 入院・通院共済金については、平常の生活ができる程度になおったとき、又は第8条第1項に該当しない程度になおったときのいずれか早いとき

- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権が発生した日から90日以内に、別表2に掲げる書類のうちこの法人が求めるものを提出しなければなりません。
- 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いをうけるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨をこの法人に申し出て、この法人の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

##### (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)

(2) 前号に規定する者がいない場合、又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計と共にする三親等内の親族

(3) 第1号及び第2号に規定する者がいない場合、又は第1号及び第2号に規定する者に共済金

を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(注)又は第2号以外の三親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、この法人が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、この法人は共済金を支払いません。
- 5 この法人は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又はこの法人が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、この法人が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくは変造した場合は、この法人はそれによってこの法人が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払時期)

第23条 この法人は、特別な事由がない限り請求完了日(注)からその日を含めて60日以内に、この法人が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故とする事実の有無、治療の経過及び内容
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取り消しの事由に該当する事実の有無

(注)被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この法人は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この法人は確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関、その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会

120日

- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項第1号から第4号までの事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項第1号から第4号までの事項の確認を、日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被共済者又は、共済金を受け取るべき者が、前条第2項及び第3項の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- 3 前項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。
- (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- 4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払いは、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者とこの法人があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡共済金受取人の変更)

- 第25条 共済契約締結後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申し出により死亡共済金受取人を変更することができます。
- 2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨をこの法人に通知しなければなりません。
- 3 前項の規定による通知がこの法人に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとし、共済金を支払いません。
- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。
- 5 死亡共済金受取人が、被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。
- (注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の受取人とします。
- 6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

第26条 共済契約締結後、共済契約者は、この法人の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

- 2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨をこの法人に申し出て、承認を得なければなりません。

(共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、この法人は代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行うこの法人の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。
- 3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により、共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、評議員会の決議を経て共済金の削減を行うことがあります。

- 2 前項の規定により削減を行う場合には、共済契約者に対して評議員会後、速やかにその旨を通知するものとします。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(附 則)

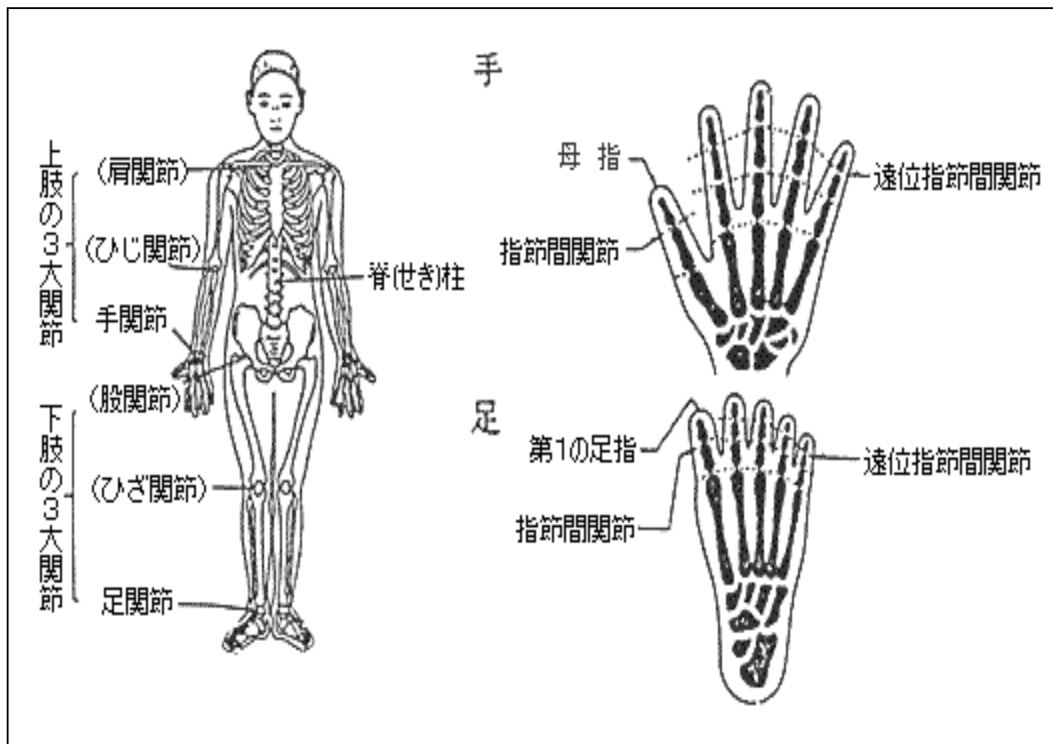
- 1 この共済約款は、平成25年4月1日から施行します。
- 2 変更後の共済約款は、平成29年4月1日から施行します。
- 3 変更後の共済約款は、平成30年4月1日から施行します。

別表1 後遺障害共済金支払区分表（保護者等用）

1. 眼の障害	
(1) 両目が失明した場合	【100%】
(2) 1眼が失明した場合	【60%】
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	【5%】
(4) 1眼が視野狭窄(さく)（正常視野の角度の60%以下となった場合をいう）となった場合	【5%】
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	【80%】
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	【30%】
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	【5%】
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい傷害を残す場合	【20%】
4. 咀（そ）しゃく、言語の障害	
(1) 咀（そ）しゃく又は言語の機能を全く廃した場合	【100%】
(2) 咀（そ）しゃく又は言語の機能に著しい障害を残す場合	【35%】
(3) 咀（そ）しゃく又は言語の機能に障害を残す場合	【15%】
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	【5%】
5. 外貌（ぼう）（顔面・頭部・頸（けい）部をいう）の醜状	
(1) 外貌（ぼう）に著しい醜状を残す場合	【15%】
(2) 外貌（ぼう）に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕（はんこん）、長さ3cmの線状痕（こん）程度をいう）を残す場合	【3%】
6. 脊（せき）柱の障害	
(1) 脊（せき）柱に著しい変形又は著しい運動障害を残す場合	【40%】
(2) 脊（せき）柱に運動障害を残す場合	【30%】
(3) 脊（せき）柱に変形を残す場合	【15%】
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1) 1腕又は1脚を失った場合	【60%】
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合	【50%】
(3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	【35%】
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残す場合	【5%】
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上に失った場合	【20%】
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	【15%】
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	【8%】
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	【5%】

9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	【10%】
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	【8%】
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	【5%】
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	【100%】

※7から9までの規定中「以上とは」その関節より心臓に近い部分をいいます。



別表2 共済金を請求する場合、○をした書類のうちこの法人が定めるものを提出しなければなりません。なお、詳細は「手引書」の「加入ならびに請求の手続き」をご覧ください。

1. 共済金請求「生徒等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	治療 共済金
1	共済金請求書	○	○	○
2	日本スポーツ振興センター「医療費支払通知書」※		●	○
3	日本スポーツ振興センター「死亡見舞金支給決定(通知)」※ (教育委員会教育長)	○		
4	日本スポーツ振興センターへ提出した「災害報告書」 及び「死亡報告書」※	○	○	
5	日本スポーツ振興センターへ提出した「死亡診断書」※	○		
6	日本スポーツ振興センター「障害見舞金支給決定(通知)」※ (教育委員会教育長)		○	
7	日本スポーツ振興センターへ提出した「障害報告書」 又は「障害診断書」※		○	

2. 共済金請求「保護者等」		死亡 共済金	後遺障害 共済金	入院・通院 共済金
1	共済金請求書	○	○	○
2	所属するPTA等の長の招集案内状及び行事計画表	○	○	○
3	死亡又は障害を証明する書類(医療機関等の診断書等)※	○	○	
4	入院・通院日数を証明する書類(医療機関等の領収書等)※			○

※・・・(写)で可。 ○・・・必須。 ●・・・任意。